

【重要】領収書の分割発行に関してのお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

サンルートホテルチェーンを傘下とする(株)相鉄ホテルマネジメントから、同社税理士を通じた東京国税局への照会により「一つの取引に対して領収書を分割して発行することは法令違反である」との見解が出されたことと連絡がございました。その為、今後 1室1泊あたりの領収書の分割発行が不可となります。ケースごとの詳細は下記を参考にご確認ください。ご不便をお掛けいたしますが何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます

ホテル支配人

■FAQ■

Q1.なぜ1室1泊の領収書を分割してはいけないのか。

A1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、領収書には一つの取引に対する取引金額や消費税額などをそのまま記入しなくてはなりません。1室1泊料金を分割した領収書は、その合計金額が合っていたとしても、そのどちらの領収書も真実の取引金額を反映しておらず、同方式に対応した領収書とは認められないというのが国税局の見解です。その一部だけの発行も認められません。

例) ○…1泊1室14,000円の取引金額の為、14,000円総額の領収証をもらう

×…1泊1室14,000円の取引金額を10,000円と4,000円に分ける

×…1泊1室14,000円の取引金額のうち10,000円だけ領収証をもらう

Q2.連泊した場合、分割した領収書を発行してもらえるか。

A2. 可能です。1室1泊の宿泊料金単位で分割発行は認められています。但し、清算をクレジット等でした場合は、領収書の金額ごとにクレジットを分けてお支払いいただく必要があります。

例) ○…1泊目10,000円、2泊目14,000円の時、日付毎で領収書を別々に発行

○…1泊目10,000円、2泊目14,000円の時、1枚の領収証で日付毎に明細を書いて発行

×…1泊目10,000円、2泊目14,000円の時、合計して明細なしで発行

×…1泊目10,000円、2泊目14,000円の時、合計平均化し1泊12,000円で発行

Q3.同じ1部屋に複数名で1泊した場合、宿泊者ごとに分割した領収書を発行できるか。

A3. 不可能です。1室1泊という一つの取引を分割することになるためできません。

Q4.駐車料金と宿泊料金を分割して領収書を発行することはできるか。

A4. 可能です。駐車場利用などの付帯売上と宿泊料金は別の取引と考えることができるため、それぞれ分割して領収書を発行することができます。但し、クレジットなどの場合Q2と同じくお支払いを分ける必要があります。

Q5.朝食付きのプランで、宿泊費と朝食を分けて領収書を発行できるか。

A5. 不可能です。朝食など付帯サービスが含まれたプランは1取引とみなされるため分割できません。

Q6.クーポンやポイント利用分だけ分けた形で領収書を発行することはできるか。

A6. 不可能です。1室1泊の宿泊という一つの取引に対し、ポイント分だけ領収書を分割した形での領収書発行はできません。

Q7.手書きの領収証で分割して発行してもらえるか。

A7. 不可能です。法令順守の為できません。

Q8.複数の部屋を一括でクレジット支払いをした場合、部屋毎に領収書を発行できるか。

A8. 不可能です。取引と支払いを合わせる必要があるためできません。部屋毎の領収書発行をご希望でかつ、クレジットカード支払いを希望される場合は、お手数ではございますが部屋毎にクレジット支払いも分けてご精算いただきます。